

「山口県再犯防止推進計画」の概要

第1 計画の策定に当たって

1 計画策定の目的

平成28年12月に施行された「再犯防止推進法」において、地方に、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた施策を実施する責務が明記されるとともに、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務化されたことを受け、県計画を策定する。

2 計画の位置付け

再犯防止推進法に基づく「地方再犯防止推進計画」

3 計画の期間

2019年度～2023年度（5年間）

第2 県の取組事項

国計画の内容と国と地方の役割分担を踏まえ、県の取組を5つの柱に整理し、方向性を記載。

I 広報・啓発活動の推進

○犯罪や非行の防止と更生に関する県民の理解促進

- “社会を明るくする運動”を通じた、全県的な広報・啓発活動

○犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進

- 地域ぐるみの防犯活動等を通じた、県民の防犯意識向上への取組

II 就労・住居の確保

1 就労の確保

○生活困窮者に対する相談支援

- 生活困窮者自立支援相談窓口での相談支援

○一般就労が困難な人への就労支援

- 生活困窮者就労準備支援事業や障害者就労支援事業等による就労支援

○協力雇用主への支援

- 県の公共調達における協力雇用主への優遇措置

○矯正施設等における取組への協力

- 矯正施設が行う職業訓練等の取組への必要な協力

2 住居の確保

○公営住宅での受入れ

- 矯正施設出所者や国関係機関等への分かりやすい情報の提供

○住宅セーフティネット制度による民間賃貸住宅への円滑な入居促進

- 入居を拒まない民間賃貸住宅の登録促進

○生活困窮者に対する相談支援等

- 生活困窮者自立相談窓口での相談支援

○一時的な住居の確保

- 一時生活支援事業の実施等、市町の実情に応じた取組の促進等

III 保健医療・福祉的支援

1 高齢者又は障害のある人等への支援

○県地域生活定着支援センターの取組の充実

- 高齢者や障害のある人等の福祉サービスの利用支援
- 犯罪をした人等の社会復帰や保護司等民間協力者の活動支援のための情報提供

○地域における福祉的支援

- 生活福祉資金の貸与等、社会福祉協議会等と連携した取組

○市町の相談窓口や社会福祉施設等の理解促進

- 犯罪をした人等への支援についての理解促進

○矯正施設等における福祉的支援への協力

- 矯正施設等が行う福祉サービス利用手続等への協力

2 薬物依存症者等への支援

○県薬物乱用対策推進本部を中心とした総合的な取組の推進

- 学校等における普及啓発
- 地域における普及啓発
- 精神保健福祉センター等における薬物依存症者や家族への支援
- 薬物依存症等に対する医療機関の取組拡大

IV 非行の防止と修学支援

○学校・地域が一体となった非行防止や修学支援の充実

- スクールカウンセラー等の活用による、不登校など生徒一人ひとりの状況に応じた相談支援
- 保護司会や更生保護女性会等との連携による、地域協育ネットを活かした非行防止の取組
- 児童相談所や少年サポートセンター（警察）における相談支援
- 子どもの居場所づくりや学習支援の取組
- 法務少年支援センター山口と連携した、非行防止に向けた取組等

V 関係機関・団体等との連携強化

○関係機関との連携強化

- 就労・住居・福祉など、支援の内容に応じた連携
- 犯罪をした人等の特性に応じた連携
- 市町の再犯防止推進計画策定等の取組促進
- 住民に身近なサービスを提供する市町や社会福祉協議会との連携

○保護司等民間協力者との連携強化

- 民間協力者団体が行う研修会への協力等
- ホームページ等を活用した情報提供等による活動支援